

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス  
リハビリ&フィットネス リサーラ篠ノ井

契約書及び重要事項説明書

# 利用契約書

様（以下、「利用者」とする）と、公益財団法人 倉石地域振興財団（以下、「事業者」という）の運営するリハビリ&フィットネス リサーチ篠ノ井（以下、「事業所」という）が、利用者に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（以下、「本サービス」という）について、次の通り契約（以下、「本契約」という）を締結します。

## 第1条（契約の目的）

事業所は利用者に対し、本サービスの趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう本サービスを提供し、利用者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約の期間）

- この契約の契約期間は令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から1年間または1年経過後の月末までとします。
- 契約満了の2日前までに利用者から事業所に対して文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（本サービスの提供場所・内容）

- 本サービスの提供場所は事業所住所です。  
所在地および概要は【重要事項説明書】のとおりです。
- 事業所は利用者の日常生活全般の状況および希望をふまえたサービスの提供を行います。
- 事業所は介護予防サービス・支援計画書および第4条に定める介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画に沿って、本サービスを提供します。
- 事業所は本サービスの提供にあたり、内容について利用者に説明します。
- 利用者がサービス内容の変更を希望する場合には、事業所に申し入れることができます。

## 第4条（介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画）

- 指定介護予防支援事業所が介護予防サービス・支援計画書を作成した場合、または利用者の希望により、運動機能向上、栄養改善および口腔機能向上に係るいずれかの特定サービスを個別または一体的に提供する場合、その他必要により、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画を作成します。
- 事業所は前項の規定により、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画を本契約締結から7日以内に作成し、利用者へ提出します。
- 事業所は介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画の内容を、利用者およびご家族に説明します。

## 第5条（サービスの提供の記録）

1. 事業所はサービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
2. 利用者は事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第6条（料金）

1. 利用者はサービスの対価として【契約書別紙】に定める利用ごとの料金を基に計算された月毎の合計額を事業所に支払います。
2. 事業所は当月料金合計額の請求書に明細を付して、翌月10日前後に利用者へ送付いたします。
3. 利用者は当月料金の合計額を翌月20日（20日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に口座自動引き落としにて支払います。
4. 事業者は利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

## 第7条（サービスの中止）

1. 利用者は事業所に対して、サービス提供実施以前に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 事業者は利用者の体調不良等、本サービスにおけるサービスの提供が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いは【重要事項説明書】に記載した通りです。

## 第8条（料金の変更）

1. 事業所は利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用ごとの料金変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者は料金の変更を承諾しない場合、事業所に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業所に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。  
ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業所が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業所が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業所が破産した場合

4. 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者様の料金の支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告が到着してから10日以内に支払われない場合
  - ② 利用者またはその家族が、事業所やサービス従業者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の事業対象者区分が、非該当（自立もしくは、介護保険要介護状態区分が要介護）と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

#### 第10条（機密保持）

1. 事業所およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業所は利用者および家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

#### 第11条（賠償責任）

事業所はサービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由によりその利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第12条（緊急時の対応）

事業所は、現に本サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡するなど、必要な措置を講じます。

#### 第13条（災害時の対応）

事業所は現に本サービスの提供を行っているときに非常災害が発生した際は、関係機関への通報等、必要な措置を講じます。

#### 第14条（連携）

事業所は本サービスの提供にあたり、他の指定介護予防支援事業者および地域包括支援センター、並びに保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第15条（虐待の禁止）

サービス従業者は利用者に対して、心身に苦痛を与える行為や人格を辱める行為は決して行いません。

#### 第16条（相談・苦情対応）

事業所は利用者からの相談・苦情などに対する窓口を設置し、本サービスに関する利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応します。

#### 第 17 条（暫定時のご利用について）

総合事業対象者の認定申請をしてから認定の結果が出る前に、暫定でサービスを利用された場合、認定の結果により要介護となった場合や非該当となった場合は、それまで利用したサービスが全額自己負担となる場合があります。

（要介護となった場合は、本契約締結日からの要介護での再契約となります）

#### 第 18 条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業所は、信義誠意をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、本サービスの人員、設備及び運営ならびに指定介護予防・生活支援サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱その他諸法令の定めるところを順守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第 19 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業所は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

# 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

## 重要事項説明書

〈令和6年12月16日〉

### 1. 事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

- 事業所名 リハビリ&フィットネス リサーラ篠ノ井
- 電話番号 026-400-9990
- 受付時間 8:30～17:00
- 担当者 管理者 町田 幸城

※ご不明な点などお気軽にお尋ねください。

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	リハビリ&フィットネス リサーラ篠ノ井
所在地	長野県長野市合戦場 3-89
事業所番号	介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス 事業所番号 2070107988
サービス提供地域	長野市の一部地域 ※一部地域は別紙1参照

#### (2) 営業時間・休業日

営業時間	8:30～17:00
休業日	土曜日・日曜日・祝日 12月30日～1月3日を年末年始休業とする

#### (3) 職員体制

職分	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名		1名
機能訓練指導員	理学療法士	1名		1名
	看護師	2名		2名
生活相談員	介護福祉士	1名		1名
看護職員	看護師	2名		2名
介護職員	介護福祉士	1名		
	看護師	2名		3名

### 3. サービス提供日及び時間

1 単位目 9:15～12:20

2 単位目 13:30～16:35

#### 4. サービス内容

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画（以下、「通所型個別サービス計画」という）に沿って、サービスを提供します。

#### 5. 本サービスの運営方針

要支援者から元気高齢者まで分け隔てなく、切れ目なくサービスを提供できるようにすることで、自立することへの意欲を喚起させるよう援助していきます。

#### 6. 利用料金

##### （1）サービス利用料

本サービスとして算定される利用料金

- ・原則として下表の1割・2割または3割です。
- ・負担割合を確認するため、交付されている負担割合証をご提示ください。
- ・利用料金は、1カ月を最小の単位とした、月額となります。

##### （ア）基本サービス利用料金

名称	利用程度	利用料金
介護予防・日常生活支援 総合事業 通所型サービス	事業対象・要支援1	18,231円
	要支援2	36,716円

##### （イ）加算サービス利用料金

名称	利用料金
科学的介護推進体制加算	405円
口腔機能向上加算Ⅱ	1,622円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ※6カ月に1回	202円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ※6カ月に1回	50円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月の基本サービス単位数の9.0%

##### （2）利用料の支払い方法

当月料金の合計額を翌月20日（20日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に口座引落にてお支払いいただきます。

#### 7. サービスの終了

##### ① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

##### ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

③ 人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

##### ④自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・総合事業でサービスを受けていた利用者の事業対象者区分が非該当（自立若しくは、介護保険要介護状態区分が要介護）と認定された場合。この場合は、

条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合。

⑤その他

- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、事業所や事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・風邪、病気等の際は、サービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・当日の健康チェックの結果で体調が悪い場合は、サービスを変更または中止する場合がございます。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合はご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

8. 緊急時および事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに下記の主治医及び家族、区市町村等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名			
	主治医			
	電話番号			
ご家族	氏名		続柄	
	住所・電話番号			
ご家族	氏名		続柄	
	住所・電話番号			

※状況によって、事業所の判断で必要な手配をさせていただく場合があります。

※上記主治医またはご家族と緊急時に連絡が取れない場合には、救急車を手配させていただく場合があります。

※対処内容等については記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

## 9. サービス内容に関する苦情

### (1) 事業所のお客様相談・苦情担当

リハビリ&フィットネス リサーラ篠ノ井 管理者：町田 幸城

電話番号：026-400-9990（平日 8:30～17:00）

### (2) 事業所以外の相談・苦情窓口

	長野市介護保険課給付担当	026-224-7871
	長野市地域包括支援センター篠ノ井総合病院	026-261-1062
	長野市地域包括支援センター桜ホーム	026-290-1155
	長野市地域包括支援センターやすらぎの園	026-214-6133
	長野市地域包括支援センター長野松代総合病院	026-278-2058
	長野市地域包括支援センターインターコート藤	026-284-6215
	長野市地域包括支援センターコスモス	026-284-2166
	長野市地域包括支援センター星のさと	026-261-1588
	長野市地域包括支援センターケアプラザわかほ	026-282-1631

※利用者の相談窓口は表内の○印です

## 9. 当財団の概要

【名称】 公益財団法人 倉石地域振興財団

【代表者名】 理事長 倉石 和明

【所在地】 長野県長野市栗田 695

【電話番号】 026-226-1311

## 10. 当財団の事業

栗田病院

診療科目

精神科、心療内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科  
老年精神科、児童思春期精神科、歯科、小児歯科

病床数 727 床

その他

精神科デイケアつばさ、認知症デイケアほのぼの  
精神科訪問看護、精神科作業療法

長野巡回健診診療所

ドイルメンタルヘルスクリニック

この契約を証するため本書を2通作成し、利用者と事業者が署名の上、各1通ずつを保有します。

利用者に対して、契約書及び重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明し、同意を得、交付しました。

事業者 住 所 長野県長野市栗田 695  
事業者名 公益財団法人 倉石地域振興財団  
代表者氏名 理事長 倉石 和明

事業所 住 所 長野県長野市合戦場 3-89  
事業所名 リハビリ&フィットネス リサーラ篠ノ井

管 理 者 \_\_\_\_\_ 町田 幸城

説 明 者 \_\_\_\_\_

私は、事業所より、契約書及び重要事項説明書について説明を受け、サービスの提供開始に同意し署名、交付を受けました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

家族（代理人）

私は、本人の契約意思を確認し、署名代行いたしました。

代行理由

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

続 柄

令和 年 月 日